

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成24年(2012年)8月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】被相続人が一度も婚姻したことがない状態で被相続人の非嫡出子として出生した子が,被相続人から遺産全部の遺贈をうけたその妻(の相続人)に対し,嫡出子と同じ遺留分を認められるべきとして遺留分減殺請求をし,認容された事例(平成23年12月21日名古屋高裁)

【2】事故被害者が25歳で高度の後遺障害はあるものの在宅療養しておりこれを前提に損害算定は可能として,定期金賠償方式による賠償は相当ではないとされ,一時金賠償方式による支払いが認められた事例(平成23年12月22日福岡高裁)

【3】Y銀行従業員から勧誘を受け投資信託を購入したXが,当該勧誘はXの年齢(80歳)や資産状況に照らし適合性原則及び説明義務に違反し違法として損害賠償を請求した事案。一部投資信託に関し請求額の一部(Xの過失8割)を認容(平成23年8月2日東京地裁)

【4】大学スポーツクラブチームXが旅館経営者Yに宿泊等の予約をしたが前日にキャンセル,Xは宿泊料金の7割相当金の取消料を支払ったが,その後法律上の原因がないとして不当利得返還を請求。Yに対し「平均的な損害」を超える金額の返還が命じられた事例(平成23年11月17日東京地裁)

【5】マスターフランチャイザーYとの間で13地区・地域のフランチャイズ契約を結んでいたXは5地区につき契約の更新を拒絶されたため,新たなチェーンの立上費用をYに請求した事案。同契約が適法に終了した場合に必要な支出を考慮して請求の4分の1を認めた(平成24年1月30日東京地裁)

【6】別居中の妻Yへの婚姻費用の分担として別居状態解消まで毎月13万円の支払いを命じられたXが,ある時期からY宅で寝起きするようになりその執行力の排除を求めた請求異議事案。XのY宅での態様,言動からXが故意に解除条件を成就させたものとして請求を棄却(平成23年10月27日名古屋家裁岡崎支部)

(商事法)

【7】Y社の株主名簿等の開示を求めたXに対し,Y社はXの関係企業が自社業務と競争関係にあるとして請求を拒絶したが,拒絶は開示情報が競業社に知られ不利益を被るような性質,態様で営まれている事業の場合に限られるとして閲覧拒否の慰謝料支払いを命じた(平成22年12月3日東京地裁)

【8】自己株式処分及び新株発行価額が著しく不公正であるとして株主代表訴訟がなされた事案。自己株式処分については不公正な価額ではないが,新株発行はその前後に行われたワラント債の発行価額等を踏まえ,著しく不公正な価額と認定(平成24年3月15日東京地裁)

(知的財産)

【9】特許無効審判の審決に対する訴えで,引用発明に基づく容易相当性が問題とされた事案。対象発明と引用例記載の発明との一致点及び相違点についての認定に誤りがあるが,審決の結論に影響を及ぼさないものであるとして審決の結論が維持された事例(平成24年2月8日知財高裁)

【10】原告の実用新案登録に対する被告の無効審判請求について,特許庁が当該実用新案登録を無効とした本件審決の取消しを求めた事案。「造花をソラの木の皮で作製することは従来周知の事項」とした本件審決の認定等が争点となり,周知性が認められた事例(平成24年7月25日知財高裁)

【11】携帯電話機用インターネット・ゲームの著作権,著作者人格権侵害事件につき,表現上の創作性がない部分において同一性を有するに過ぎない場合は,翻案にあたらぬとされた事例(平成24年8月8日知財高裁)

【12】原審では,発明の要旨認定に関して「製造方法」に限定されないとの前提で審理されていたとして,控訴審における「製造方法」の進歩性欠如の特許無効の抗弁が時機に後れたものでないとしてされた事例(平成24年8月9日知

財高裁)

【13】原告は漫画・劇画使用のライセンス契約を被告と締結したが、被告は当該漫画プロパティの利用許諾権原を有していないとして、支払済み許諾料の返還を求め、請求が認容され、商品化権侵害に対する損害賠償請求権と相殺する旨の被告抗弁は排斥された事例(平成24年7月19日東京地裁)

(民事手続)

【14】普通預金債権のうち差押命令送達時後同送達の日から起算して1年が経過するまでの入金によって生ずることとなる部分を差押債権として表示した債権差押命令の申立てが、差押債権の特定を欠き不適法であるとされた事例(平成24年7月24日最高裁)

【15】民事再生手続で決定された再生計画案において、再生債務者に対するグループ会社の債権を劣後化する措置が採られていないのは、衡平、公正の原則等に違反し、権利の濫用に当たるとして認可決定の取消しを求めた抗告で、抗告を棄却した原決定が維持された事例(平成22年6月30日東京高裁)

【16】民事再生法25条4号は再生手続開始申立の棄却事由として「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき、その他の申立てが誠実にされたものではないとき」と定めるが、これは申立てが本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われた場合と解するのが相当と判示(平成24年3月9日東京高裁)

【17】A社の破産管財人が、公序良俗に違反する事業に参加して利益を得たA社元会員に対し不当利得返還請求訴訟を提起。破産管財人による不当利得返還請求権の行使は当該不当利得が不法原因給付であるとする不当利得者からの抗弁により妨げられないとして請求を認容(平成24年5月31日東京高裁)

(刑事法)

【18】児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律7条4項前段の規定は、児童の権利(性的自由)を擁護する目的であると判示(平成24年6月5日最高裁)

【19】不法に被害者らを監禁し、その結果各被害者に外傷後ストレス障害(PTSD)を発症させた行為につき監禁致傷罪の成立が認められた事例(平成24年7月24日最高裁)

【20】犯意を喪失し警察に犯罪計画を申告した者に対し当該計画の続行を要請してこれに着手させることは実質的に当該犯罪行為を教唆し犯罪を作出するものであり、警察官は当該申告者の人格的利益を違法に侵害したとし、佐賀県に金33万円の支払を命じた原審を維持(平成23年2月3日福岡高裁)

(社会法)

【21】重度訪問介護の支給量を1か月651時間以上とする障害者自立支援法20条1項に基づく介護給付費の支給申請をした筋萎縮性側索硬化症患者に対し、処分庁が268時間とする支給決定をしたため651時間の支給決定をするよう仮の義務付けを求め認められた事例(平成23年9月26日和歌山地裁)

【22】システムエンジニアY(X社の元社員)に対し損害賠償請求したX社に対し、Yは時間外労働賃金等の支払を請求(反訴)。Yは裁量労働従事のため時間外労働賃金は発生しないと抗弁に対し、Yが営業活動にも従事していたとして反訴を認容(平成23年10月31日京都地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 名古屋高判平成23年12月21日 判例時報2150号41頁

平成23年(ネ)第866号 遺留分減殺請求控訴事件 変更(確定)

被相続人が一度も婚姻したことがない状態で被相続人の非嫡出子として出生した子が、被相続人から遺産全部の遺贈を受けたその妻(の相続人)に対し、民法900条但書、1044条の規定(本件規定)が憲法14条1項に違反して無効であり、嫡出子と同じ遺留分であると主張して遺留分減殺請求をした事案において、憲法24条を承けた民法が法律婚主義を採用している以上、法律婚が現に又は過去に存在している状態で出生した非嫡出子との関係では一定の合理性があり、本件規定は憲法14条1項に反するとはいえないが、非嫡出子出生時点において被相続人が一度も婚姻をしたことのない場合には、尊重すべき法律婚はなく、当該非嫡出子との関係で優遇すべき嫡出子も存在しないのであるから、このような場合に後日被相続人が婚姻して出生した嫡出子との関係で本件規定の適用があるとすることは法律婚の尊重・優遇に直接又は実質的に関連せず、本件規定適用による差別には合理性がなく、本件のような状態で出生した非嫡出子について本件規定を適用する限度で、本件規定は憲法14条1項に違反して無効である、と判示され、嫡出子と同じ遺留分が認められた事例。

(2) 福岡高判平成23年12月22日 判例時報2151号31頁

平成23年(ネ)第247号,748号 損害賠償請求控訴事件,同附帯控訴事件,変更,附帯控訴棄却(確定)

被控訴人らは、将来の介護費用について定期金賠償方式によることが相当である旨を主張する。しかしながら、本件において、控訴人らは、(a)被控訴人らが賠償責任保険を付保していたとしても、損害保険会社の経営が破綻する可能性もあるから、定期金賠償方式によっては履行確保の不確実性があること、(b)控訴人らは本件事故に関する被控訴人側の主張により大きな精神的負担負ってきたところ、定期金賠償方式によれば、紛争一回的解決が図れず、被害者と加害者との関係性が長期にわたり固定化されてしまうことが耐え難いことなどを理由に、一時金賠償方式による支払いを求めており、また、控訴人Aが症状固定時に25歳で、後遺障害により高度意識障害や著明な四肢拘縮が継続しているが、在宅療養しており、これを前提に損害を算定することが公平な理念に反するものということではできないのであり、民訴117条が創設されたことを勘案しても、この控訴人らの申立てに反して、定期金賠償方式を採用することが相当であるとは解されない。

(3) 東京地判平成23年8月2日 金法1951号162頁

平成21年(ワ)第24102号 損害賠償請求事件(請求一部認容)

本件は、Y銀行の従業員から勧誘を受け、2種類の投資信託(以下、一方を「本件投資信託1」といい、他方を「本件投資信託2」という。)を購入したXが、Y銀行従業員による勧誘はXの年齢や資産状況に照らせば、適合性原則及び説明義務に違反する違法なものであったと主張して、Y銀行に対し、不法行為に基づく損害賠償として、購入価額合計2580万9781円と受領額2191万0981円の差額である389万9880円に弁護士費用38万9880円を加えた額及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた事案である。

本判決は、本件投資信託1については、顧客が受ける利益に比べて、顧客が被り得る損失は大きいものといえ、しかも、平成2年以降は日経平均株価が頻繁に30%以上の下落幅を示していること、株価観察期間も約3年と長期に及ぶことからすれば、ロックインして元本保証がなくなるリスクも低いとはいえず、顧客の立場から見て相当にリスクの高い取引類型であるといわざるを得ないとして、投資家保護のための一定の制度的保障と情報環境が整備されていることを考慮しても、これを販売するY銀行において、顧客の適合性を慎重に判断する必要があったといえるとした上、原告の知識、能力等に照らせば、自らの責任で投資判断が可能な程度にまでこれを理解し、その高リスク性を認識した上で、購入したと評価することはできないと判示した。ただし、Y銀行が本件投資信託1以外の金融商品もXに紹介したこと、Xが本件投資信託1を購入した当時80歳と高齢ではあったものの健康状態にとくに異常はなく相応の判断能力を有していたこと、Xは本件投資信託1のリスクについて不十分ながらも一定の理解をしていたものと認められること、本件投資信託1の購入にあたりXが同居家族に相談する機会も十分にあったこと、Xは日経平均株価が3年間の間に30%以上も下落することはないであろうと安易に考えていたことが推認されることから、これらの事情を考慮した上で、Xの過失を8割として過失相殺し、本件投資信託1に係る請求額のうち84万6205円及びこれに対する遅延損害金を認容した。また、本件投資信託2については、複数の投資対象に分散投資することによって銘柄集中リスクを軽減するものであり、また、顧客は元本割れのリスクを負う反面、信託財産の運用状況によっては相応の利益を得る可能性があることを考慮すれば、顧客に対する適合性は比較的緩やかに解するのが相当であるとした上、Y銀行の従業員は、本件投資信託2を勧誘し、Xからその購入申込みを受けるに際し、販売用資料を示しながら商品内容を説明していること、本件投資信託2の内容は複雑とはいえず、リスクの把握も比較的容易であることからすれば、Xは本件投資

信託2の内容及びリスクを十分に理解してこれを購入したというべきであると判示し、適合性原則違反・説明義務違反とのXの主張を排斥した。

(4)東京地判平成23年11月17日 判例時報2150号49頁

平成23年(レ)第26号 不当利得返還請求控訴事件 変更(確定)

大学のスポーツクラブチーム(権利能力なき社団)Xが、旅行業者を通じて旅館経営者Yに宿泊施設及びグランド等の予約をしていたところ、部員の一部が直前に新型インフルエンザに罹患したため、前日にキャンセルした。Yは、宿泊料金の7割相当金を取消料として支払うよう求め、Xがこれを支払った。その後、XがYには同取消料を受領する法律上の原因がないとして不当利得返還を請求した。このような事案において、消費者との関係で情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っていると評価できない者については、一定の構成員により構成される組織であっても消費者に該当するとして、Xを消費者契約法2条1項にいう消費者に該当するとし、本件取消料の合意が同法9条1項の条項であり、「平均的な損害」の額を超える部分は無効であるとし、各種損害の発生を検討し、「平均的な損害」を認定し、これを超える金額の返還を命じた事例。

(5)東京地判平成24年1月30日 判例時報2149号74頁

平成22年(ワ)第36344号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

Yは持ち帰り弁当販売のフランチャイズチェーン「ほっかほっか亭」のマスターフランチャイザーであり、Xは13の地区又は地域についてYとの間でそれぞれフランチャイズ契約を締結していたが、Yは更新時期を迎えた5つの地区について更新を拒絶するとの意思表示をしたため、Xはすべての地区又は地域についてのフランチャイズ契約を解除するとの意思表示をして新たに持ち帰り弁当販売チェーン「ほっともっと」を立ち上げた。XはYの更新拒絶はやむを得ない事由があったとはいえず、債務不履行又は不法行為に当たるとして新たに販売チェーンを立ち上げるのに要した費用の一部につき損害賠償を求めた。

本判決は、Xにとって持ち帰り弁当販売事業は長期間にわたって相当の資本を継続的に投下してきた主力事業であったから、契約期間が満了しても更新されて継続すると期待する合理的な理由があったというべきであって、このような期待は法的に保護されるべきものであるから、Yはやむを得ない事由がない限り、更新を拒絶することが許されず、本件更新拒絶にやむを得ない事由は認められないとした。Xにおいて更新されて継続すると期待する合理的な理由があったとはいえず永久に継続するとまで期待することはできないのであって、将来、本件フランチャイズ契約が適法に終了した場合に、Xが新たに事業を立ち上げるため、その時点において支出することとなるものはXが負担すべきであることを考慮するとYの債務不履行によって生じた損害と認められるのは支出の一部にとどまるとして支出の4分の1を相当と判示した。

(6)名古屋家岡崎支部判平成23年10月27日 判例タイムズ1372号190頁

平成23年(家へ)第2号 請求異議事件(請求棄却・確定)

妻Yが、別居中の夫Xに対し婚姻費用分担の申立てをし、「Xは、Yに対し、平成20年3月1日から当事者の離婚又は別居状態の解消に至るまで、毎月末日限り13万円を支払え。」との審判を得て確定したところ、Xが、平成22年10月6日以降、Yが居住する自宅で寝起きするようになったことをもって、本件審判の解除条件が成就したとして、その執行力の排除を求めた請求異議の事案において、本判決は、本件において、XとYが別々の場所で居住するという状態は解消されたので、本件審判の「当事者の別居状態の解消」という解除条件には当たるとしながら、XがYに対し婚姻費用を支払えないから自宅に戻ったと述べていることや、Xの自宅に戻ってからの態様等からすれば、Xは、婚姻生活の修復のためではなく、自宅で寝泊まりすることが、本件審判の「別居状態の解消」という解除条件を充足することになることを認識し、あえて、婚姻費用の支払義務を免れるために自宅へ戻ってきたと認められ、条件の成就によって利益を受けるXが故意に条件を成就させることは信義に反するというべきであるから、民法130条の類推適用により、Yは条件不成就とみなすことができると判示し、Xの請求を棄却した。

【商事法】

(7)東京地判平成22年12月3日 判例タイムズ1373号231頁

平成21年(ワ)第27669号 株主名簿閲覧謄写等請求事件(一部認容・控訴(後和解))

本件で、Y社の株主Xは、Y社に対し株主名簿、株主総会議事録及び取締役会議事録の閲覧謄写を求めたが、これを拒絶されたため、各閲覧謄写等及び同拒絶は不法行為に当たるとして慰謝料50万円を請求した。Y社は、Xが株主兼従業員であるA社もY社と同様の事業を目的としていることから、Xは「当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するもの」(会社法125条3項3号)に当たる等と主張した。本判決は、同号の「当該株式会社の…」とは、単に請求者が株式会社の業務と形式的に競争関係にある事業を営む等しているというだけでは足りず、例えば株式会社が得意先

を株主としているため、株主名簿を閲覧謄写されると顧客情報を知られて競業に利用されるおそれがある場合のように、株主名簿に記載されている情報が競業社に知られることによって不利益を被るような性質、態様で営まれている事業について、請求者が当該株式会社と競業関係にある場合に限られるとし、本件ではそのような事実は認められないとして、上記各閲覧謄写等及び慰謝料30万円を認めた。

(8)東京地判平成24年3月15日 金法1951号114頁

平成19年(ワ)第25583号 損害賠償請求(株主代表)事件(請求一部認容)

本件は、補助参加人Zの株主であるXが、Zにおいて、平成15年11月にY1に対して自己株式を1株1500円で譲渡したこと、及び平成16年3月にY1、Y2、Y4を割当先に含む第三者割当の方法により1株1500円の発行価額で新株発行を行ったことに関して、上記自己株式処分及び新株発行は著しく不公正な価額により行われたものであり、取締役であるYらには「特に有利な価額」による発行に必要な手続を経ていない法令違反等があると主張して、Yらに対し、旧商法211条3項が準用する旧商法280条の11に基づく通謀引受人の責任ないし同法266条1項5号に基づく損害賠償として、公正な価額であると主張する金額(1株3万2254円)から前記処分価格又は発行価額を控除して算出した22億5171万5618円及びこれに対する遅延損害金を連帯して支払うよう求めた株主代表訴訟である。

本判決は、鑑定も実施されず、当事者から提出された私的鑑定意見のいずれについても難点が見られた本件事案において、公正な価額の算定について、諸般の事情を考慮して、事案に相応しい方法によって判断するとして、本件自己株式処分については、役員や社員持株会等の関係者の間で1株当たり1500円で取引されてきたこと、実質的には、Y1から取得した(1株当たり1500円)株式の買戻しにすぎず、取得から処分までにわずか1年程度しか経過していないこと等を考慮して、著しく不公正な価額によって行われたものであるということとはできないとしたが、本件新株発行については、その前後に行われたワラント債の発行価額、Zの財務状況の推移を踏まえつつ、Zから提出された私的鑑定意見におけるDCF法に依拠した価格算定を一部修正して得られた結果に基づき、1株当たりの公正な価額を7000円を下らないとし、著しく不公正な発行価額によって行われたものであると判断した。

【知的財産】

(9)知的財産高判平成24年2月8日 判例時報2150号103頁

平成23年(行ケ)第10164号 審決取消請求事件 棄却(上告受理申立)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120228133403.pdf>

特許無効審判の審決に対する訴えで、引用発明に基づく容易相当性が問題とされた事案で、同訴えにおいては、審判請求の理由(職権により審理した理由を含む。)における特定の引用例に記載された発明に基づいて容易に発明することができたか否かに関する審決の判断の違法性が、審理及び判断の対象となると解すべきであり、対象となる発明と特定の引用例に記載された発明との一致点及び相違点についての審決の認定に誤りがある場合であっても、それが審決の結論に影響を及ぼさないときは、直ちに取り消すべき違法があるとはいえないと判示した上で、本件審決には対象発明と引用例記載の発明との一致点及び相違点についての認定に誤りがあるが、審決の結論に影響を及ぼさないものであるとして、審決の結論が維持された事例。

(10)知財高判平成24年7月25日 裁判所HP

平成23年(行ケ)第10388号 審決取消請求事件 実用新案権 行政訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120803164037.pdf>

原告が、原告の本件考案に係る実用新案登録に対する被告の無効審判請求について、特許庁が当該実用新案登録を無効とした本件審決の取消しを求めた事案であり、周知例1ないし7に基づき「造花をソラの木の皮で作製することは従来周知の事項である」とした本件審決の認定等が争点となったが、周知性が認められた事案。

周知例1には、ソラフラワーとリフレッシュオイルの画像の説明文として、「植物繊維で作った花にバラの香りを染み込ませて」及び「ローズの香りの花ポプリ。ソラという植物の茎をスライスして作った花に、オイルを染み込ませています。ほかにヒヤシンスやシクラメンも。」との記載がある。それによれば、ユーザーが、ソラフラワーに芳香剤を染み込ませて使うものであることが理解できる。また、そもそも、ソラフラワーにリフレッシュオイルを別売しているということは、当該オイルをソラフラワーに染み込ませて使い切った後に、改めて追加で当該オイルを入手できるように販売しているものである。よって、周知例1には、本件審決が認定した、「造花であるソラフラワーと芳香剤とを別体として販売し、ユーザーがソラフラワーに芳香剤を染み込ませて使うもの」であることが記載されている。

周知例1は、株式会社主婦と生活社が一般の主婦を対象として出版した雑誌「Saison de かおん」にソラフラワーという商品の概要や用途が紹介されているというものであるところ、室内芳香器やソラフラワーのユーザーである主婦を対象とした雑誌に掲載された事項については、本件考案の属する技術分野の出願時の技術水準にあるものを全て自らの

知識とすることができる当業者としても、ユーザーのニーズや商品の評価などには相当な関心を払うはずである。そうすると、当業者は、ユーザー向けの雑誌に掲載された事項についても、当然、自らの知識としているものと考えられ、そこに掲載された事項は、当業者にとっても周知な事項とあって差し支えない。

よって、周知例1の上記記載をもって、そこに紹介されたソラフラワーも、当業者に周知のものということができる。

原告は、周知例2ないし7は、インターネット上に投稿された投稿記事であり、その掲載日時にその内容どおり掲載されたかどうかの疑義を完全に解消できるものではないなどと主張する。しかしながら、互いに関係のない複数の投稿者が、本件考案の出願日前に、ソラフラワーに関する記事を複数掲載していることに照らせば、上記周知例1の周知性を補強するという面において一定の意義が認められ、周知例1に紹介されたソラフラワーが、ユーザー層の興味を喚起し、浸透していったことを裏付けるものである。

(11) 知財高判平成24年8月8日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10027号 著作権侵害差止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成21年(ワ)第34012号)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120810141349.pdf>

第1審被告らが共同で製作し公衆に送信している携帯電話機用インターネット・ゲーム「釣りゲータウン2」(被告作品)を製作し公衆に送信する行為は、第1審原告が製作し公衆に送信している携帯電話機用インターネット・ゲーム「釣りスタ」(原告作品)に係る第1審原告の著作権(翻案権、著作権法28条による公衆送信権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害すると主張し、著作権法112条に基づき、被告作品に係るゲームの映像の複製及び公衆送信の差止等を求めた事案で、被告作品における「魚の引き寄せ画面」は、原告作品における「魚の引き寄せ画面」に係る第1審原告の著作権(翻案権、公衆送信権)及び著作者人格権(同一性保持権)を侵害するとして原判決を第1審被告らが不服とした控訴審。

魚の引き寄せ画面全体についてみると、被告作品においては原告作品にない画面やアニメーションの表示が存在することや、水中が描かれた部分の輪郭が異なり、そのため、同心円が占める大きさや位置関係が異なること、同心円の大きさ、配色及び中心の円の部分の図柄の変化、魚影の描き方及び魚影と同心円との前後関係等の具体的表現が異なっていることにより、これに接する者が魚の引き寄せ画面全体から受ける印象を異ならせるものである。被告作品の魚の引き寄せ画面は、アイデアなど表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において原告作品の魚の引き寄せ画面と同一性を有するにすぎないものというほかに、これに接する者が原告作品の魚の引き寄せ画面の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、翻案に当たらない、として、原判決中、第1審被告らの敗訴部分は取り消された。

(12) 知財高判平成24年8月9日 裁判所HP

平成23年(ネ)第10057号 特許権侵害差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120809153907.pdf>

原審の原告である控訴人が、被告製品の輸入、販売の差止め等を棄却した原判決の取り消しを求めた事案であり、被告による無効の抗弁が重大な過失による時機に後れた攻撃防御方法であるか等が争点になった事案。

本件は、被告製品が本件特許の技術的範囲に属することについては当事者間に争いがなく、本件特許の無効事由の存否が主たる争点である。原審において、被告は、乙1資料及び乙5公報を主引例とする進歩性欠如等の主張をした(乙5公報には純度99.8パーセントのプラスタチンナトリウムを得たとの実施例が記載されていたものの、本件特許に記載の製造方法については何らの言及がされていないものである。)。原審は、平成23年7月28日に、被告の主張を採用して、原告の請求を棄却した。

原告は、本件控訴を提起した。ところで、原告は、訴外協和発酵キリン株式会社に対して、本件特許権に基づき、特許権侵害訴訟を提起し、同事件の控訴審が大合議事件となった。当審では、大合議事件の審理等を優先することとし、当審での第1回口頭弁論期日を平成24年4月12日と指定した(その間、被告は、平成23年12月9日に、控訴状に対する答弁書を提出したが、答弁書においては、乙13公報を主引例とする進歩性欠如の無効理由の主張はされていない。)。

平成24年1月27日、大合議事件において判決の言渡しがされた。その後、当審において同年4月12日に実施した第1回口頭弁論期日において、被告は、本件特許には、乙13公報を主引例とする進歩性欠如の無効理由が存在する旨主張をした。

以上の経緯に照らし、時機に後れた攻撃防御方法に当たるか否かについて判断する。「物の発明」に係る特許請求の範囲にその物の「製造方法」が記載されている場合の発明の要旨認定に関し、原審では、「製造方法」に限定されないとの理解を前提とした審理がされていた。そのような原審の審理を前提として、被告は、より純度の高いプラスタチンナトリウムについての記載がある乙5公報を主引例とする無効理由を挙げて無効の抗弁をした。しかし、大合議事件判決において、本件発明の要旨の認定について、「製造方法」に限定される旨の判断がされたことから、被告は、当審の第1回弁論期日において、同一の製造方法が開示された乙13公報に基づく無効事由を主張した。こ

のような経緯に照らすならば、被告が上記の主張をしたことに合理性を欠く点はなく、また時機に後れたと解することもできない。よって、被告の主張が時機に後れているとの原告の主張は採用できない。

(13)東京地判平成24年7月19日 裁判所HP

平成23年(ワ)第35541号 著作権許諾料返還請求事件

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120725110600.pdf>

パチンコ遊技機等の開発、製造、販売に利用するための漫画・劇画(プロパティ)のライセンス契約を被告と締結した原告が、被告に対し、被告はライセンス対象のプロパティの利用を原告に許諾する全ての権原を有する旨保証しながら、これを有していなかったため、ライセンス契約を催告の上解除したと主張して、支払済みの許諾料の返還を求めたところ、被告の有する漫画「桃太郎侍」の独占的商品化権侵害に係る損害賠償請求権を自働債権とする相殺の抗弁を主張して、被告が原告の請求を争った事案。

被告は、本件漫画の表現と本件パチンコ遊技機の表示における表現とが完全に違っていることを自認しているから、本件パチンコ遊技機を製造販売することが本件漫画の複製権・翻案権を侵害するとは認められず、本件漫画に登場する「桃太郎侍」などのいわゆるキャラクターが著作物であるかのような主張についても、本件漫画を離れ、キャラクター自体を著作物と認めることはできないというべきであるから(最高裁平成9年7月17日第一小法廷判決・民集51巻6号2714頁参照)、被告の上記主張は失当というほかない、として、原告の請求が容認された。

【民事手続】

(14)最三決平成24年7月24日 最高裁HP

平成24年(許)第1号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(一部破棄差戻し・一部棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120727155154.pdf>

(要旨)

普通預金債権のうち差押命令送達時後同送達の日から起算して1年が経過するまでの入金によって生ずることとなる部分を差押債権として表示した債権差押命令の申立てが、差押債権の特定を欠き不適法であるとされた事例(理由)

普通預金債権が差し押さえられた場合、預金残高のうち差押債権の額を超える部分については、第三債務者は預金者からの払戻請求に応ずるべき普通預金契約上の義務を負うものと解されるところ、本件申立ては、将来預金の差押えをも求める部分については、将来の入出金の時期及び金額をあらかじめ把握することができないのであるから、本件申立てが認められたとするならば、第三債務者であるZ銀行において、差押命令送達の日から起算して1年の期間内に入出金が行われるたびに、預金残高のうち差押債権の額を超える部分と超えない部分とを区別して把握する作業を行わなければ、後者についての払戻請求に応ずる義務を履行することができない。ところが、Z銀行においては、普通預金口座の入出金は、窓口の営業時間外であっても、現金自動入出機(ATM)又はインターネットを通じていつでも行うことができるのに対し、特定の普通預金口座への入出金を自動的に監視し、常に預金残高を一定の金額と比較して、これを上回る部分についてのみ払戻請求に応ずることを可能とするシステムは構築されていないというのであり、他の方法により速やかにこれを実現することも期待することはできないとみられる。

そうすると、本件申立てにおける差押債権の表示のうち、将来預金に関する部分については、Z銀行において、上記の程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものということとはできないから、本件申立てのうち当該部分は、差押債権の特定を欠き、不適法であるというべきである。

(15)東京高決平成22年6月30日 判例タイムズ1372号228頁

平成22年(ラ)第976号 再生計画認可決定に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

民事再生手続において認可決定がされた再生計画案において、再生債務者(リーマン・ブラザーズグループに属する会社)に対するグループ会社の債権を劣後化する措置が採られていないのは、衡平、公正の原則、平等原則(民事再生法155条1項本文)に違反し、権利の濫用(民法1条3項)に当たり違法であるから不認可事由があるなどとして、認可決定の取消しを求めた抗告について、当該グループ会社の再生債務者に対する貸付けを実質的に出資と同視するものと評価することはできないこと、米リーマン社及びその傘下のグループ会社について、それぞれ各国において倒産手続が開始されているところ、特定のグループ会社に対する債権のみを劣後化させると、当該会社の債権者を他のグループ会社の債権者より不利に扱うこととなり、むしろ、平等原則に反する事態が生じることなどを理由として、抗告を棄却した原決定が維持された。

(16)東京高等裁判所決定平成24年3月9日 判例時報2151号9頁

平成24年(ラ)第266号 再生手続開始申立棄却決定に対する抗告事件, 抗告棄却(確定)

同法25条4号は,再生手続開始の申立の棄却事由として,「不当な目的で再生手続開始の申立てがされたとき,その他の申立てが誠実にされたものではないとき」と定めるが,これは,その趣旨に鑑み,申立てが本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われた場合をいうと解するのが相当である。

以上の理を本件についてみるに,抗告人は,第一次再生手続により再生計画の認可決定が確定し,その履行中に営業権が転々と移転したことから,改めて再生債権者の権利変更の必要性がないのに専ら営業権の回復を目的として,第二次再生手続を申し立て,その目的を遂げてこれを取下げ,次には物上保証をしていた特定の担保権者であるKの本件根抵当権の排除を目的として会社分割をした上,新会社設立によって,第三次再生手続を申し立てたものの,この方法では,目的を達し得ないと知らされて,これを取下げ,さらに関連会社間において訴訟を提起して会社分割の無効の確定判決を得させ,もって,本件ゴルフ場の営業権を再び抗告人に戻した上,改めて抗告人において本件申立てを行っているものである。

これら一連の経緯に鑑みれば,本件申立ては,真に再生債権者の権利変更による調整が必要ではないのに,第一次再生手続における再生計画によって弁済を受ける再生債権者(以下「旧債権者」という。)及び同手続後に生じた債権者(以下「新債権者」という。))を巻き込み,専ら物上保証をした第一順位の本根抵当権の抹消をすることを目的としたものと評価されてもやむを得ないと解される。そうすると,本件申立ては,本来の目的から逸脱した濫用的な目的で行われた場合であって,不当な目的で行われた場合で再生手続開始の申立てがされたとき(同条25条4号)に該当するというほかない。したがって,本件再生手続開始申立は棄却されるべきである。

(17)東京高判平成24年5月31日 判例タイムズ1372号149頁

平成24年(ネ)第1209号 不当利得返還等請求控訴事件(取消,自判・確定)

デジタルコンテンツプログラムなる商品の販売業を行っていたA社の破産管財人が,当該事業が無限連鎖講防止法により禁じられた無限連鎖講に当たり,出資法にも違反すると主張し,当該事業に参加して利益を得た元会員に対し,不当利得返還請求訴訟を提起した事案において,本判決は,破産会社は自ら公序良俗に違反する事業を企画し,実行したものであるから,破産会社自身が元会員に対し給付に係る利益を不当利得として返還請求することは,不法原因給付として許されないが,破産管財人は,破産法に基づき,総債権者に公平な満足を得させることを目的として,固有の権限をもって管財業務を遂行する独立の主体であり,破産管財人の権利行使は,破産者の権利承継人又は代理人としての立場で破産者の権利を行使するものではなく,また,破産者に代位して破産者の権利を行使するものでもないから,破産管財人による破産者の不当利得返還請求権の行使は,当該不当利得が不法原因給付であるとする不当利得者からの抗弁によって妨げられるものではないとして,破産管財人の請求を認容した。

【刑事法】

(18)最三決平成24年6月5日 最高裁HP

平成23年(あ)第1567号 児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120724140310.pdf>

(要旨)

児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律7条4項前段の規定は,児童の権利(性的自由)を擁護する目的であるとした事例

(判断)

弁護人が,原判決が児童の権利を侵害しているなどとして憲法13条,24条違反をいう点は,児童買春,児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律が,児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性に鑑み,児童ポルノに係る行為等を処罰すること等により,児童の権利を擁護することを目的とするものであるから,前提を欠く。

(19)最二決平成24年7月24日 最高裁HP

平成22年(あ)第2011号 監禁致傷,傷害被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120726101615.pdf>

(要旨)

不法に被害者らを監禁し,その結果,各被害者に外傷後ストレス障害(PTSD)を発症させた行為につき監禁致傷罪の成立が認められた事例

(判断)

原審の是認する第一審判決では,被告人は,本件各被害者を不法に監禁し,その結果,各被害者について,監禁行為

やその手段等として加えられた暴行、脅迫により、一時的な精神的苦痛やストレスを感じたという程度にとどまらず、いわゆる再体験症状、回避・精神麻痺症状及び過覚醒症状といった医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していることなどから精神疾患の一種である外傷後ストレス障害(以下「PTSD」という。)の発症が認められたと認定した。

所論は、PTSDのような精神的障害は、刑法上の傷害の概念に含まれず、したがって、原判決が、各被害者についてPTSDの傷害を負わせたとして監禁致傷罪の成立を認めた第1審判決を是認した点は誤っている旨主張する。

しかし、上記認定のような精神的機能の障害を惹起した場合も刑法にいう傷害に当たると解するのが相当である。したがって、本件各被害者に対する監禁致傷罪の成立を認めた原判断は正当である。

(20)福岡高判平成23年2月3日 判例タイムズ1372号101頁

平成22年(ネ)第979号,平成22年(ネ)第1201号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却,附帯控訴棄却・確定)

強盗計画に関与したがこれを通報したXが、警察により、捜査協力として計画どおり共犯者と合流して被害者宅まで共犯者を連れて行くということさせられた上、身柄拘束までされた等により精神的苦痛を被ったとして、佐賀県に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料等330万円の支払を求めた事案において、本判決は、警察官が、犯意を喪失して警察に犯罪計画を申告した者に対し当該犯罪計画の実行又は続行を要請してこれに着手させることは、実質的に当該犯罪行為を教唆し犯罪を作出するものであるから、それが犯罪の予防及び鎮圧等に必要で、かつ、他の方法がないという場合でない限り、警察官としての職務上の義務に反するとし、犯意を喪失した協力者が犯罪をするよう翻意させられないという利益は法的保護に値する人格的利益であるとした上で、本件事案を検討し、本件の捜査官はその職務上の義務に違反してXの人格的利益を違法に侵害したと認定し、佐賀県に対し金33万円の支払を命じた原審を維持した。

【社会法】

(21)和歌山地判平成23年9月26日 判例タイムズ1372号92頁

平成22年(行ク)第4号 仮の義務付命令の申立て事件(一部認容・即時抗告)

筋萎縮性側索硬化症(ALS)の申立人が、平成23年度分として、処分行政庁に対し、重度訪問介護の支給量を1か月651時間以上とする障害者自立支援法20条1項に基づく介護給付費の支給申請をしたが、処分行政庁は、支給量を1か月268時間とする支給決定をしたため、申立人が、支給量を1か月651時間(1日24時間)とする支給決定の義務付けの訴えを本案として、行政事件訴訟法37条の5第1項に基づき1か月651時間の支給決定をするよう仮の義務付けを求めた。

本決定は、申立人がほぼ常時介護サービスを必要とする状態にあることを認め、1日当たり20時間分については介護サービスがなければ申立人の生命、身体等に重大な危険が発生する蓋然性が高く、当該サービスに公的給付が与えられないことにより発生する損害を避ける緊急の必要があると認め(具体的には、1日当たり20時間のうち介護保険法による介護給付によってまかなわれている介護サービス3・5時間分を控除した16・5時間分(1か月511・5時間)に必要性が認められた。)、申立人の状況並びにその妻の年齢及び健康状態等を考慮し、本件支給決定は、妻の介護を過度に評価する一方で、申立人及びその妻の心身の状況等の考慮すべき要素を十分に考慮しておらず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものというべきであるから、処分行政庁に与えられた裁量権を逸脱濫用した違法な処分であると認められ、必要性要件を満たす重度訪問介護の支給量の限度では本案要件も充足するとし、1か月651時間の障害者自立支援法に基づく支給決定をするよう仮に義務付けた。

(22)京都地判平成23年10月31日 判例タイムズ1373号173頁

平成21年(ワ)第2300号 損害賠償請求事件(甲事件),平成21年(ワ)第3204号 時間外手当等反訴請求事件(乙事件),平成22年(ワ)第1444号 損害賠償等請求事件(丙事件)(本訴請求棄却,反訴一部認容・控訴)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111129185940.pdf>

本件で、X社は、勤務していたシステムエンジニアYに対し、労働契約上の義務違反により会社に損害を与えたとして損害賠償請求(本訴)をしたところ、Yが、X社に対し、時間外労働賃金等の支払請求(反訴)をした。X社は、Yは裁量労働制の適用を受けるので労使協定により労働時間は8時間とみなされ、時間外労働賃金は発生しない旨主張したが、本判決は、Yの業務は他社からの下請でありシステム設計の一部しか担当しておらず、その業務につきかなりタイトな納期が設定されており業務遂行の裁量性はかなりなくなっていたといえること、Yはプログラミング業務につき未達が生じるほどのノルマが課されていたこと、Yは上司から業務の掘り起こしをするように指示を受けて、取引先を訪問し、発注の依頼をしており、営業活動にも従事していたことを指摘し、こうした業務を全体として見た場合、労働基準法施行規則24条の2の2第2項2号(情報システムの分析または設計の業務)に該当するとはいえないとし、反訴を認容した。

【紹介済み判例】

知財高判平成23年5月10日 判例タイムズ1372号222頁
平成23年(ネ)第10010号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110512102535.pdf>
法務速報121号27番にて紹介済み

最二判平成23年5月18日 金法1950号111頁
平成23年(許)第4号 移送決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110523160038.pdf>
法務速報122号17番で紹介済み

最二判平成23年5月30日 金法1950号111頁
平成23年(許)第13号 分離移送決定に対する抗告棄却決定等に対する許可抗告事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110602154317.pdf>
法務速報122号18番で紹介済み

最三決平成23年10月31日 判例タイムズ1373号136頁
平成21年(あ)第1060号 危険運転致死傷,道路交通法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111107101645.pdf>
法務速報127号20番で紹介済み

東京高判平成23年12月21日 判例タイムズ1372号198頁
平成23年(ネ)第5742号 各損害賠償請求控訴事件(控訴棄却・上告,上告受理申立)
法務速報134号8番にて紹介済み

最二判平成24年1月13日 判例時報2149号52頁
平成21年(行ヒ)第404号 所得税更正処分等取消請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113153829.pdf>
法務速報129号26番で紹介済み

最二判平成24年1月13日 金法1951号101頁
平成21年(行ヒ)第404号 所得税更正処分等取消請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113153829.pdf>
法務速報129号26番で紹介済み

最二判平成24年1月16日 判例時報2149号52頁
平成23年(行ヒ)第104号・105号 所得税更正処分取消請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116113157.pdf>
法務速報129号27番で紹介済み

最一判平成24年1月16日 金法1951号101頁
平成23年(行ヒ)第104号 所得税更正処分取消請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120116113157.pdf>
法務速報129号27番で紹介済み

最三決平成24年2月8日 判例タイムズ1373号90頁
平成21年(あ)第359号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120213110019.pdf>
法務速報131号27番にて紹介済み

最二決平成24年2月13日 判例タイムズ1373号86頁
平成22年(あ)第126号 秘密漏示被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120216100930.pdf>

法務速報131号28番にて紹介済み

最一決平成24年2月14日 判例時報2149号145頁

平成23年(シ)第500号 再審請求棄却決定に対する異議申立て棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120217091158.pdf>

法務速報131号30番で紹介済み

最一判平成24年2月23日 判例時報2149号141頁

平成22年(行ヒ)第52号 不当労働行為再審査棄却命令取消請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223142926.pdf>

法務速報131号41番で紹介済み

最一判平成24年2月23日 金法1950号107頁

平成23年(受)第268号 配当異議事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120223154639.pdf>

法務速報131号21番で紹介済み

最二決平成24年2月29日 判例タイムズ1373号151頁

平成23年(あ)第775号 現住建造物等放火被告事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120315164956.pdf>

法務速報131号33番にて紹介済み

最二判平成24年3月16日 判例時報2149号68頁

平成22年(受)第336号 第三者異議事件(上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316164642.pdf>

法務速報131号3番で紹介済み

最二判平成24年3月16日 判例時報2149号135頁

平成22年(受)第332号 生命保険契約存在確認請求事件(破棄差戻)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120316162941.pdf>

法務速報131号2番で紹介済み

最二判平成24年4月2日 判例時報2151号3頁

平成22年(行ヒ)第367号 生活保護変更決定取消請求事件(一部破棄差戻,一部終了)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120402151429.pdf>

法務速報132号27番で紹介済み

最二判平成24年4月27日 判例時報2151号112頁

平成21年(受)第1923号 保険金請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120427140603.pdf>

法務速報133号10番で紹介済み

2. 平成24年(2012年)8月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 180 24

社会保障制度改革推進法

・・・社会保障制度改革の基本的方針・基本事項を定め,社会保障制度改革国民会議を設置すること等を定めた法律

・衆法 180 25

就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・認定こども園制度を拡充し,満3歳以上の子どもに対する教育,保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園に関する制度の創設を定めた法律

・参法 180 26

消費者教育の推進に関する法律

・・・消費者教育の基本理念を定め,国・地方公共団体の責務等を明らかにし,基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項等を定めた法律

・参法 180 27

消費者基本法の一部を改正する法律

・・・政府から国会に対し,毎年,政府が講じた消費者政策の実施の状況を報告しなければならないことを定めた法律

・閣法 177 26

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

・・・特定多国籍企業による研究開発事業・統括事業の促進に関する基本方針,研究開発事業計画・統括事業計画の認定,計画に基づく事業の実施について外国為替及び外国貿易法,中小企業投資育成株式会社法,特許法等の特例措置を定めた法律

・閣法 179 12

裁判所法の一部を改正する法律

・・・司法修習生の修習資金を国が貸与する制度について,修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときには,返済を猶予することができることを定めた法律

・閣法 180 38

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律

・・・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を平成35年3月31日まで延長すること等について定めた法律

・閣法 180 46

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

・・・都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度や,暴力的要求行為・準暴力的要求行為の規制等を強化すること等を定めた法律

・閣法 180 48

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

・・・物品の訪問購入を行う購入業者について,不当な勧誘行為の禁止等の規制を設け,取引の相手方による契約の申込みの撤回を認めること等を定めた法律

・閣法 180 66

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

・・・使用済小型電子機器等の再資源化の促進についての基本方針の策定・再資源化事業計画の認定,当該認定を受け

た再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等を定めた法律

・閣法 180 71

労働契約法の一部を改正する法律

・・・期間の定めのある労働契約が一定の要件を満たす場合に、労働者の申込みにより期間の定めのない労働契約に転換させること等を定めた法律

・閣法 180 72

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律

・・・消費税の用途の明確化・税率の引上げ,所得税の最高税率の引上げ,相続税の基礎控除の引下げ,相続時精算課税制度の拡充等について定めた法律

・閣法 180 73

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律

・・・地方消費税の用途の明確化・税率の引上げ,消費税に係る地方交付税の率を変更すること等を定めた法律

・閣法 180 74

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律

・・・低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算,高所得者の老齢基礎年金の支給停止・受給資格期間の短縮,産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除,短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等を定めた法律

・閣法 180 75

子ども・子育て支援法

・・・子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援につき,子ども・子育て支援給付の制度を定めた法律

・閣法 180 77

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

・・・子ども・子育て支援法の施行に伴い,就学前の子どもに関する教育,保育等の総合的な提供の推進に関する法律の廃止,児童福祉法その他の関係法律の規定の整備を行うことを定めた法律

・閣法 180 78

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

・・・被用者年金制度について,公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用すること等を定めた法律

3.8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

雨宮則夫/寺尾 洋 編著 日本加除出版 480頁 4,410円
Q&A遺言・信託・任意後見の実務 公正証書作成から税金,遺言執行,遺産分割まで

DAN PARTNERS 税理士法人ダンコンサルティング ダンコンサルティング株式会社 編 新日本法規 440頁 4,410円
フローチャートで考える 不動産の相続対策

近藤光男 編 中央経済社 440頁 5,250円
判例法理経営判断原則

小池信行/藤谷定勝 監修/不動産登記実務研究会 編著 日本加除出版 568頁 5,250円
Q&A権利に関する登記の実務

小池信行/藤谷定勝 監修/不動産登記実務研究会 編著 日本加除出版 512頁 4,725円
Q&A権利に関する登記の実務

判例タイムズ社 255頁 2,000円
判例タイムズ1372号 特集・建物賃貸借における相当賃料額の認定と鑑定評価

4.8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

梶村太市 著 日本加除出版 480頁 4,410円
新家事調停の技法 家族法改正論議と家事事件手続法制定を踏まえて

児童虐待問題研究会 編著 ぎょうせい 154頁 2,000円
Q&A児童虐待防止ハンドブック 改訂版

石井妙子/相原佳子/佐野みゆき 編 青林書院 460頁 4,200円
新青林法律相談7 セクハラ・DVの法律相談[新版]

額田雄一郎 編著 金融財政事情研究会 492頁 5,355円
遂条解説投資法人法

虎門中央法律事務所/今井和男/佐藤亮 編著 金融財政事情研究会 280頁 2,730円
不動産ファイナンスの再生・回収実務

労働調査会出版局 編著 労働調査会 220頁 1,470円
新労働基準法実務問答 第3集

5. 発刊書籍の解説

- ・判例法理 経営判断原則

1章では、経営判断原則の総論として、経営判断原則の根拠や具体的な適用事例とその限界等が解説されている。

2章では、裁判例をいくつか取り上げて、事案の概要、経営判断原則に関わる部分の判示、裁判所が当該事案で考慮したであろう要素等について解説されている。

- ・新家事調停の技法 家族法改正論議と家事事件手続法制定を踏まえて

平成25年1月1日に施行される家事手続法を踏まえて、夫婦・内縁関係、親子・親族間関係、相続関係等の分野別に家事調停がどのように変わるのかが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。